

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)及び「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づき、上尾市として、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること(「AGEO地域クラブ」代表者会議が定める参加費等設定額に同意していること)
- 四 適切な指導の実施体制が確保されていること(「AGEO地域クラブ」代表者会議が規定する指導体制の確保に係る規定に同意し、そのとおり体制を整えていること)
- 五 適切な安全確保の体制が確保されていること(「AGEO地域クラブ」代表者会議が規定する安全確保に係る体制の確保に係る規定に同意し、そのとおり体制を整えていること)
- 六 適切な運営体制が確保されていること(「AGEO地域クラブ」代表者会議が規定する運営体制の確保に係る規定に同意し、そのとおり体制を整えていること)
- 七 学校等との連携が適切に行われていること(「AGEO地域クラブ」代表者会議が、学校への情報提供を一括して行うに当たり、必要な情報(活動計画・活動実績・大会等における顕著な実績 等)をAGEO地域クラブ統括コーディネーターに報告すること)

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、「AGEO地域クラブ」代表者会議が、上尾市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)に記載の確認事項に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録については、認定制度に基づき、「AGEO地域クラブ」代表者会議が定める研修等を受けることを「認定地域クラブ活動指導者」として認定し、登録を許可する要件とする。

(認定申請)

第3条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定の申請は、

地域クラブ活動の運営団体（AGEO地域クラブ統括コーディネーター）が、各実施主体団体の申請をとりまとめて、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、上尾市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を上尾市教育委員会教育長に提出することにより行うものとする。

- 2 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「上尾市認定地域クラブ活動『AGEO地域クラブ』実施主体団体」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、前条第1項の規定による認定をしたときは、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」変更の届出書（様式第5号）により「AGEO地域クラブ」代表者会議に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」休止の届出書（様式第6号）により「AGEO地域クラブ」代表者会議に届け出

なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定取消しの申出書(様式第7号)により「AGEO地域クラブ」代表者会議に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、第1項の規定により認定を取り消したときは、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定取消通知書(様式第8号)により、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体に通知するものとする。

(上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体に対する指導助言等)

第11条 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体に対する支援)

第12条 「AGEO地域クラブ」代表者会議は、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 児童生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援(学校施設等の優先利用等)
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 地域クラブ活動実施に係る参加児童生徒の管理・連絡、集金や保険加入手続き等の事務業務の代行(AGEO地域クラブ統括コーディネーターによる)
- 五 地域クラブ活動において指導従事に当たる指導者への研修の実施等

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

AGEO地域クラブ代表者会議 様

団 体 名

代表者氏名

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体誓約書兼申請書

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 「AGEO地域クラブ」代表者会議からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

【 別 紙 】

1	団体名	
2	代表者氏名	
3	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
4	活動種目	
5	団体としての活動方針	
6	児童生徒の受け入れ 可能数	全体 名（内訳：小学生 名・中学生 名）
7	指導可能拠点数 ※最大で4拠点・1拠点につき、原則2名の指導者を配置	
8	活動を希望するエリア ※最大で4拠点の希望可	<input type="checkbox"/> 拠点1・・・北東地区（上平中・東中エリア） <input type="checkbox"/> 拠点2・・・南東地区（上尾中・原市中・瓦葺中エリア） <input type="checkbox"/> 拠点3・・・北西地区（大石中・西中・大石南中エリア） <input type="checkbox"/> 拠点4・・・南西地区（太平中・南中・大谷中エリア）
9	指導可能な曜日 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日
10	指導可能な時間帯 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 午 前 <input type="checkbox"/> 午 後
11	添付書類	① 上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」 実施主体団体認定要件確認書（様式第2号） ② 地域クラブ活動の活動計画書

様式第2号（第3条第1項関係）

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

児童生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

市内に居住する児童生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から児童生徒を集めるものではないこと

選抜等を行わず、参加を希望する児童生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や児童生徒によるワークショップ、児童生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど児童生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、児童生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある児童生徒や運動が苦手な児童生徒等を含め、全ての児童生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

児童生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

「AGEO地域クラブ」代表者会議が定める参加費等設定額に同意していること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 「AGEO地域クラブ」代表者会議が定める研修を受講し、「AGEO地域クラブ」代表者会議に登録が認定された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 児童生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 「AGEO地域クラブ」代表者会議の指示に従い、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確に把握していること
- 「AGEO地域クラブ」代表者会議の指示に従い、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制について理解し、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール、大会等における顕著な実績等を「AGEO地域クラブ」統括コーディネーターを通して、児童生徒の在籍する小・中学校と共有できるようにすること
- 児童生徒の活動状況や活動実績等について、「AGEO地域クラブ」統括コーディネーターを通して、児童生徒の在籍する小・中学校と必要な情報を共有できるようにするとともに、情報を適切に管理すること
- 「AGEO地域クラブ」代表者会議が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、「AGEO地域クラブ」代表者会議との必要な連絡調整を行うこと

上記、要件を確認しました。

令和 年 月 日

「AGEO地域クラブ」代表者会議 様

団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日

様

「AGEO地域クラブ」代表者会議

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定申請について、「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

2 留意事項
(※必要に応じて記載)

以上

令和 年 月 日

様

「AGEO地域クラブ」代表者会議

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

不認定の理由

以上

「AGEO地域クラブ」代表者会議 様

団 体 名
代表者氏名

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体変更の届出書

令和 年 月 日付けで上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更内容 (新)
(旧)
- 4 変更の理由

以上

令和 年 月 日

「AGEO地域クラブ」代表者会議 様

団 体 名

代表者氏名

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体休止の届出書

年 月 日付けで上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 活動休止予定期間
- 2 休止の理由

以上

令和 年 月 日

「AGEO地域クラブ」代表者会議 様

団 体 名

代表者氏名

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定取消しの申出書

令和 年 月 日付けで上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定取消しを申し上げます。

記

認定取消しの申出の理由

以上

令和 年 月 日

様

「AGEO地域クラブ」代表者会議

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体認定取消通知書

令和 年 月 日付けで上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実施主体団体の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

認定取消しの理由

以上

「AGEO地域クラブ」指導者登録申請書

申請日：令和 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日		
氏 名		年 齢	申請日時点を記載		性別
ふりがな					
住 所					
連 絡 先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤 務 先	勤務先名称： 勤務先住所：				
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了承済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
指導可能な種目等					
指導可能な種目等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名